

明治三十五年「中学校教授要目」(英語科)の性格

西原雅博*

Nature of *The 1902 Middle School English Teaching Guideline*

NISHIHARA Masahiro*

The 1902 Middle School English Teaching Guideline grew out of the two conflicting views on middle school education; a 'higher general education' view held by Dairoku Kikuchi as against middle school education as practical and as connected to the reality of the middle class, proposed by Masatarō Sawayanagi. *The Guideline*, as it turned out, featured 'speech primacy' underlying its practical and immediate orientation to middle school English, while freshly incorporating elements of Western practice such as the object-lesson technique and 'Realien' from the German reformed practice, thus constituting a departure from the Japanese traditional text-centred language teaching for quite a modern national standard of middle school English.

明治期中学校英語教授政策, アカデミズム, 実用簡易, 「智識」, 「平易ナル文章」, 西洋近代語教授理論

1. はじめに

本稿の目的は、明治 32 (1899) 年 2 月に改正・公布された「中学校令」(以下、「改正中学校令」) 下で作成された「中学校令施行規則」(明治 34 年 3 月, 同 35 年 2 月一部改正) と「中学校教授要目」(英語科) (明治 35 年 2 月) の分析を通じて、明治期の中学校英語教授の国家的志向を検討することである。この「中学校教授要目」は我が国の中学校教育の要旨を初めて定めた文部法規である。

「改正中学校令」以降の中学校英語教授の制度化をめぐる議論は二つの次元で活発化する。一つは、井上毅文政以来の制度改革の次元である。中学校数と生徒定員数を抑制して教育レベルを上げ、アカデミズムによる再編を追及した「改正中学校令」は、公布後も中学校を現実社会の方に近づけようとする反アカデミズム派の人々によって挑戦を受ける¹⁾。二つ目は、「改正中学校令」の趣旨の実現と連動するかのよう活発化した文部省留学生派遣による西洋近代語教授理論の間接的摂取活動である。したがって、「中学校教授要目」(英語科) に込められた政策的性格の分析は、西洋近代

語教授改革の達成と関連づけて行う必要がある。

2. 「改正中学校令」の性格

明治 20 年代後半から高まる中学校設立要求を背景とした中学校の増設と規模の巨大化, これに伴って進行した中等教育の質低下に対する対策という意図を担って成立した「改正中学校令」は、次のような性格を持つに至っている。第一に、アカデミックな普通教育への強い志向である。即ち、中学校は「第一條 中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」²⁾とされ、森有礼文政以来の「実業」と「進学準備」の二重の機能を含みこんだ内部複線型は解体され、男子のみに「高等普通教育」を施す機関へと単線化された。

第二に、中学校の特権的性格である。井上文相時代、東京高等師範学校長嘉納治五郎や群馬県尋常中学校長等を歴任していた沢柳政太郎らが要求した実業教育・完成教育機関としての機能は、「改正中学校令」公布とともに設置された「実業学校」に移され、さらに女子の高等普通教育機関も「高等女学校」として別に設置された。この結果、我が国の中等教育は三種類の中等学校へと複線化され、このうち「男子高等普通教育」を標榜する中学校が「正系」と位置付けられた。

* 国際ビジネス学科
e-mail: nisihara@nc-toyama.ac.jp

第三に、中学校制度の硬直した運営体質である。まず、文部大臣の権限が拡大され、学科課程とその程度や教科書の検定権といった従来からあった文相の権限に加えて、「改正中学校令」では中学校の設置及び廃止(第七条)、中学校教員免許状(第十三条)、中学校の編成と設備(第十五条)に関する規定(例えば、学級定員35人以下、学校定員400人以下)に関する決定権が追加された⁽³⁾。二つ目には、府県への中学校設置義務の強化である。明治19(1886)年に森有礼文相が指示した「一府県一校限定」方針は、明治24(1891)年の改正で最低一校の設置を原則としつつ、土地の状況によっては文部大臣の許可を得て数校の設置が可能であり、また設置しないことも許されていた。しかし、「改正中学校令」においては、最低一校を原則として、数校の設置を命じることができるようになり、同時に設置しないことはできなくなった⁽⁴⁾。こうした結果、特権的な地位を付与された中学校がアカデミック志向の教育を多様な地域性に対して画一的に実施するという性格を強めた⁽⁵⁾。

3. 「中学校令施行規則」の改正

本章では、明治34(1901)年3月公布の「中学校令施行規則」が翌35(1902)年2月に一部改正されるまでの中学校政策をみておきたい。明治33(1900)年3月の官制改正により、中学校の管轄が専門学務局から普通学務局へ変更され、「中学校令施行規則」の作成はその局長沢柳政太郎のもとで行われることになった。沢柳は、「改正中学校令」を主導した菊池大麓文相(当時文部次官)とは異なる中学校制度構想を持つ人物である。以下で論じるように学制改革論議はまもなく沢柳と菊池によるカリキュラム改革論争という構図で高揚した。

3. 1 沢柳政太郎局長のカリキュラム編成案

沢柳は、帝大の要求に対応した中学校アカデミズム・カリキュラムに反対した。彼においては、

中学校教育は現実社会の方にこそ密接な関係を持つべきであり、それによって健全な中産階級社会を建設しなければならないとした。

沢柳のこうした中学校教育観は、『教育時論』に発表した論文「国民的勢力の中堅として中流社会の養成」に見ることができる。沢柳は、今日の国家的欠陥を道徳的に健全で社会的に安定した中堅社会の不在に見出しこう述べる⁽⁶⁾：

政治上にも道徳上にも、国民の指導者を以って任じ、国民的勢力の中堅として、上流如何に腐敗するも、下流如何に墮落するも、必之に感染することなくして、常に健全なる存在を保ち、以って全体の支柱たるに至らんことを切望する。

政治上、道徳上の国家改良は「中流社会」の建設によってこそなされるべきなのであり、これが今日の中等教育の役割でなければならないと沢柳は考えた。だからこそ、専門分化された学問的知識の伝授ではなく、現実社会とリンクした実業教育と国民の品性を高める普通教育の方が適切だとするのである。帝大への進学準備機能よりも完成教育的性格を強めようとしたのは、沢柳のこうした考えからであった。

さて、沢柳はまず菊池主導で策定された「尋常中学校教科細目調査委員会」による「調査報告」(明治31年6月)における学科目の変更に着手する。この「調査報告」とは「中学校教授要目」の青写真とされたものである。明治33年11月、全国中学校長相談会で教科細目編成方針を問われた沢柳は、府県私立の校長たち三十一名に対して次のように答弁した。「普通教育に於ては専門教育の如く分科ならざらず可成学科を合一するを可とす」⁽⁷⁾。中学校の学科目は専門分化ではなく総合化の方が望ましいというのである。沢柳はこの答弁の中で具体的に三つの統合案を提示した。「物理」、「化学」、「博物」の「理科」への統合、「国語」、

「漢文」、「作文」、「習字」の「国語科」への統合、及び、「法制及経済」の新設である⁽⁸⁾。これは、上述の「調査報告」で専門分化されていた自然科学系科目を逆に統合するという案であり、「法制及経済」の新設もまた、現実の法制と経済のあり方の教授を通じて中学校教育を現実社会へ近づけようと意図した科目であり、沢柳の主張が込められた新設科目であった。

これを受けて、翌月の12月5日の第五回高等教育会議で、沢柳ら文部省側は「中学校令案」として上の三つの統合案を含む八つの諮問案を提出したが、審議の結果、「理科」への総合化と「法制及経済」の新設は否決された⁽⁹⁾。こうした審議を経て沢柳が改正・公布した「中学校令施行規則」(以下、「改正中学校令施行規則」)における学科目及び時間配当は以下の通りであった。

表1:「改正中学校令施行規則」の学科目と時間配当

科目	1年	2年	3年	4年	5年	計
修身	1	1	1	1	1	5
国語及漢文	7	7	7	6	6	33
外国語	7	7	7	7	6	34
歴史地理	3	3	3	3	3	15
数学	3	3	5	5	4	20
博物	2	2	2			6
物理及化学				4	4	8
法制及経済					3	3
図画	1	1	1	1		4
唱歌	1	1	1			3
体操	3	3	3	3	3	15
計	28	28	30	30	30	146

出典:教育史編纂会, 1938, pp. 181-182 より筆者作成。

表1と「調査報告」における教育課程表とを比較すると、次のような変更点を指摘することができる。「倫理」の「修身」への変更、「博物・物理及化学」の「博物」と「物理及化学」への細分化とその授業時数の13から14への増加、「習字」の「国語及漢文」への統合、「簿記」の廃止、「唱歌」の必修化、以上である。他方、上述の高等教育会議で否決されたはずの「法制及経済」が必修科目として五年次に三時間配当されている。

「改正中学校令施行規則」の第一章に明記され

た学科目の要旨規定(第二~十三条)には、上の変更込めた沢柳の中学校観が垣間見える。例えば、「修身」の目的は「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル男子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ実践躬行ヲ勤奨スルヲ以テ要旨トス」⁽¹⁰⁾として、「修身」が「倫理学」としての学問的知識伝授の科目ではなく、健全な「中等以上ノ社会」を構成する層に不可欠な「実践躬行」のための「品格」だとされている。中流社会の育成をめざす沢柳の中学校教育観であった⁽¹¹⁾。

同様に、沢柳の「中流社会育成」観の教育課程への浸透は、言語系科目、「数学」、及び、「法制及経済」においてもみることができる。「国語及漢文」では、まず「習字」をこれに統合し、「近古ノ国文」よりも「現時ノ国文ヲ主トシテ講読」するとして、「国語」の内容として現代文を重視した。そこでは、「普通ノ言語文章」の「了解ト運用」が期待され、「実用簡易ナル文ヲ作ラシ」むとされている⁽¹²⁾。

「外国語」では、「簡易ナル文章」という表現が初めて使用され、最終目標の「普通ノ文章」に向けて徐々に進んでいくこととされている。加えて、音声と文字の基礎である「発音」と「綴字」の教授がその初期に明確に位置づけられた⁽¹³⁾。「数学」では、算術、代数、幾何、三角法からなる従来の細分化された内容を、「算術、代数初歩及平面幾何ヲ授クヘシ」⁽¹⁴⁾と変更して、代数を初歩に限定し立体幾何と三角法を削除して専門分化の傾向を減じた。「法制及経済」の新設は、上述の通り現実社会とのつながりを強めようとする沢柳が最もこだわった処置であり、「現行」の法制と経済に関する「国民ノ生活ニ必要ナル知識」、「現行法規ノ大要及理財、財政ノ一斑」の教授が目的とされた⁽¹⁵⁾。

3. 2 菊池大麓文相の再修正

沢柳普通学務局長による一連の変更に対して、当時帝大教授だった菊池大麓はアカデミズムによる中学校へと引き戻しにかかる。菊池のアカデミ

ズム中学校観は人格形成としての彼の学問観に起因していた。菊池においては、世界は立体的であり平面を学んだだけではこれを具体的に認識できない、学問は一定の深さまで到達しなければ学んだことにならないのであった⁽¹⁶⁾。進学や就職といった社会的機能から外在的に目的を設定しない、非実利非実用的な純粹の普通教育、これが、菊池の「高等普通教育」にもとめた成果であった⁽¹⁷⁾。菊池は進学予備教育も実科教育も中学校教育の目的とみなすことができなかつたのである。

明治34年6月、菊池は文相に就任すると、翌35年2月、沢柳が作った施行規則を早々に修正して公布した。菊池の修正点はこの次の三つである。一つ目は、「数学」の内容を算術、代数、幾何、三角法に細分化し直してその内容と程度を引き上げたこと、二つ目は「法制及経済」の時間数を二時間に減じたこと、三つ目は「英語」の時間数を7-7-7-7-6から6-6-7-7-7へ高学年に集中させて上級学校との接続を強めたこと、以上である⁽¹⁸⁾。

修正した施行規則の公布と同じ日に、菊池は「中学校教授要目」も公にした。その「本要目実施上ノ注意」の第二項には、菊池の「高等普通教育」観が次のように宣言された。「教授ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサランコトニ留意シ相互ノ連絡ヲ保チテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ」⁽¹⁹⁾。「各学科目固有ノ目的」、すなわち、専門性を維持して、その上で学科目間の統一を考慮せよという指示である。

4. 対立する英語教授観

文部省訓令として公布された「中学校教授要目」は、「地方長官ハ宜ク各中学校長ヲシテ之ヲ斟酌シ適当ナル教授細目ヲ定メテ各学科教授ノ効果ヲ完カラシメンコトヲカムヘシ」⁽²⁰⁾と、要目に準じた細目の作成を県知事を通じて各学校長に指示した。その要目のうち、英語科を作成したのは「調査報告」の中心的作成委員だった神田乃武(東京高等商業学校教授)を筆頭に、新渡戸稲造(第一

高等学校長)、浅田栄次(東京外国語学校教授)、岡倉由三郎(東京高等師範学校教授・英語科主任)、篠田錦策(東京高等師範学校英語科教諭)であり、いずれも当時第一級の英語教授の専門家であった。そして、彼らを組織したのは局長の沢柳である⁽²¹⁾。

4. 1 沢柳の英語教授観

この集団はいかなる英語教授を志向したのか。局長沢柳が討議の大枠を示したものと思われるので、ここでは彼の中学校英語観を見てみよう。第三章第一節でふれた明治33年11月の全国中学校長相談会の席で、沢柳は中学校には「中等教育としての教育と高等学校に入るの予備としての教育と二個の目的を有す」と思うが、「方法性質の異なるべきものではない」⁽²²⁾と述べて、異なる目的の達成にもその方法はひとつであるとする方法観を示している。その上で、「予備的の教育に付て注意し置きたき」として、中学校英語教授の方針を校長たちに次のように語っている⁽²³⁾：

中学校卒業生が高等学校に入るに及んで英語の力が足らぬといふ非難がある然し六ヶ敷難文を教ふるに及ばぬ普通の熟語や綴り方に間違のなき様にすれば可なり。

高等学校への準備であっても、「六ヶ敷難文」ではなく「普通の熟語や綴り方」を正確に習得すれば十分であるという中学校英語観である。

沢柳のこのような言語教育の実用簡易化とも言える主張は、例えば高等学校新入生に対する「漢文字の知識がないといふ批判」に対しても「六ヶ敷事を教へんとしては却てわるい普通の事を唯平易に懇示すれば間違ひない」⁽²⁴⁾と一貫していた。菊池が標榜するアカデミズム「改正中学校令」の枠組みの中で、現実社会とのつながりを模索する沢柳は、以上のような実用簡易路線の中学校英語教授を五人の委員たちに提案したものである。

4. 2 菊池の英語教授観

他方、菊池文相の中学校英語教授観はどうか。学問を通じた人格形成を主張する菊池は、中学校が知識の詰め込み式教授に終始して、生徒の自主的な学習習慣が育まれていないという持論から中学校英語教授を批判した。菊池の指摘は、不相応に高尚な英文の教授による不成績を批判した沢柳と通じるところがある。例えば、明治34年12月の帝国教育会総集会で行なった演説「教育上の一弊に就て」の中で、菊池は中学校教育の「普く在る所の弊」を「詰込的教育」だと指摘し、「詰込」が起こるしくみを緻密に分析している。曰く、第一に中学生には不相応に困難な教材の使用、第二に大量の教育内容、第三に「書取的講義」である。即ち、「実質」、「内容」、「方法」における欠陥が絡み合った結果であると⁽²⁵⁾。こうして、「兎に角今日の教へ方は極く浅い教へ方である」と断じる。

実際、文相時代の菊池は中学校の詰め込み批判を各所で繰り返した。「中学校教授要目」の実施が始まった直後の翌35年4月の全国中学校長会議でも、「唯自分の知識を生徒に教ゆるばかりでなく生徒の智力を啓発し其の品行規律上のことを常に注意せねばならぬといふ考か欠乏して居る」と教師に苦言を呈した。一方的な知識の伝達としての授業と学習論不在への批判であった。

菊池の英語教授観が沢柳のそれと分岐するのはここからである。即ち、沢柳が困難な英文教授批判から基本的な英語の正確な定着に向かったのに対して、菊池は「生徒の智力を啓発」することを重視するのである。生徒の智力の啓発—自己教育力—が菊池の「高等普通教育」の目的であった。上の中学校長会議で、菊池はこのことを「心力の鍛錬」、「良習慣の養成」、「独立に考へる力」、「常識を養ふこと」等と多様に形容しながら、自己教育力の重要性を校長たちに力説した⁽²⁶⁾。

したがって、菊池における中学校英語教授の目的もまた、自己教育力の養成にあった。このこと

を菊池は次のように明快に説明している⁽²⁷⁾：

英語を教へる際にも常に物を考へるといふことの習慣を養成しなければならぬ唯た習った丈のことで少しも夫れについて自分が考へる—独立の考を働かせると云ふ習慣がないこの物を考へるといふことは或学科の鑑識を与へるより教育上最も必要なことであらふと思ふ。

「常に物を考へるといふことの習慣」の形成が、英語知識の獲得自体より「教育上最も必要なこと」という目的観である。さらに、彼の断片的知識の詰め込み批判は英語の統一的教授という方法観の自覚に至っている。曰く、「夫から学科目の連絡が欠けて居る英語を教へるにも文法は文法会話は会話といふ様な按配で其の間に少しも連絡がない」⁽²⁸⁾。知識の転移による構造的な理解を追求する菊池の目的観がここにもみとめられる。「本要目実施上ノ注意」中、「三 教授ハ漫ニ繁多ノ事項ニ涉リ又ハ形式ニ流ルヽコトナク生徒ヲシテ正確ニ理解シ応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ」⁽²⁹⁾の一項はそうした菊池の学問観の宣言であった。

5. 「中学校教授要目」(英語科)の性格

前章では沢柳と菊池の英語教授観の間には、互いに異質な志向があった点を確認した。両者におけるこうした対立はどのような国家公認の英語教授を導いたのであろうか。「調査報告」の英語科に関する要旨「尋常中学校英語科教授細目」(以下、「英語科細目」)を考察した西原(2016)では、その特徴的性格が、分科の統一的教授の自覚、音声と文字の関連づけ、帰納的思考の導入、評価方法としての「書取」の導入の四点に整理され、これらの諸特徴は「模倣と習慣形成」を教授理論に持つ神田乃武の考え方が強く反映されたものという考察がなされている⁽³⁰⁾。「中学校教授要目」(英語科)(以下、「英語科要目」)を検討すると、そうし

た教授理論が一層明瞭に構造化されている。

5. 1 教授内容と学年配当の分析

表2は、「英語科要目」の教育内容とその学年配当に基づいて、その教授法の構造を捉えようとしたものである。以下、三つの特質を指摘したい。

表2:「中学校教授要目」(英語科)の方法的構造

	1年(6)	2年(7)	3年(7)	4年(7)	5年(7)
初期	発音・綴字				
理解	読方・訳解 会話・書取	読方・訳解 会話・作文	読方・訳解 会話・作文	読方・訳解 書取「普通」	読方・訳解 書取「普通」
運用	習字(1) 「平易」	書取 「平易」	書取 「平易」	会話・作文(2) 「平易」	会話・作文(2) 「平易」
文法			(1)	(1)	

出典:教育史編纂会, 1938, pp.207-211より筆者作成。
備考:()の数字は週当たりの授業時間数。ただし、「習字」と「文法」は週一時間まで、「会話・作文」は週二時間まで単独で教授してもよいという意味。

5. 1 (1) 'speech primacy'による構造化

第一の特質は、教授における分科の統一の型がみとめられる点であり、さらにその型が学年進行とともに一定の変化を伴っている点である(表中の点線参照)。第一学年では、「発音」と「綴字」の基礎的分科の統一的教授が指示されている。この意識の萌芽は「英語科細目」においてすでにみとめられたが、「英語科要目」では「発音」が分科として初めて自立したことによって「基礎」の概念が一層明瞭となった。第二に、第一学年から第三学年における「読方」、「訳解」、「会話」、「作文」、及び、「書取」(第一学年では「習字」を含む)までの統一的教授の志向であり、第三に、第四、五学年で「会話」と「作文」が「読方」、「訳解」、「書取」の系から分離されてひとつの統一を形成する点である。以上を整理すると、学年進行とともに、①「発音」・「綴字」の統一、②「読方」・「訳解」・「書取」の統一、及び、③「会話」・「作文」の統一、以上三つの系の漸進的な統一的教授の形成を捉えることができる。高学年に向かって、英語の「理解」と「運用」の系が分離・構成され、英語

教授が細分化されるという構造の形成である。

これら三つの系における、「speech primacy」(「音声第一主義」)を方法原理とする音声と文字の統一という志向を確認しておこう。このことは、まず初期教授の「発音」と「綴字」の統一的教授において明らかであろう。「理解」の系である「読方」・「訳解」・「書取」では、「読方」は「訳解」を終えた英文を表現的に音読するものであり、テキストの音声化(文字→音声)である点では、音声英語を媒介にして内容を理解する本来の'speech primacy'の原理が生きているとは厳密にはいえない。しかしながら、「読方」と「訳解」が連関を持つという意味で音声と文字の統一は実現されている。「書取」もまた文字の音声化であり、同様の意義を有している。そして、「運用」の系である「会話」・「作文」は、「英語科細目」における「英語ノ如キ言文一致ノ国語ニ於テハ作文ハ会話ト共ニ進歩スルモノナリ」⁽³¹⁾とする'speech primacy'の導入を継承したものにほかならない。「会話」という音声表現を「作文」という文字表現へ連続させる方法である。

5. 1 (2)「文法」の後退

第二の特質は、「文法」教授の後退である。「英語科細目」において「文法」教授は五年間を通じて登場していたのに対して、「英語科要目」では第三、四学年のみとなった⁽³²⁾。その際週一時間まで分けて教授可とされてはいたが、あくまで他分科との統一的教授が原則であった。「英語科要目」における文法教授の後退は、基礎的な英語の確実な習得を主張した沢柳の意向の反映であろう。

5. 1 (3)「平易ナル文章」と「普通ノ文章」

最後に、教授すべき英語の程度に関する言及が登場している。「平易ナル文章」と「普通ノ文章」という用語による程度の区分である(表2)。前者は第一学年から第三学年の「理解」の系と「運用」の系の全学年で扱うとされ、後者は第四、五学年

の「理解」の系だけで扱うとされている⁽³³⁾。教えるべき内容、程度、及び、進度に関する規定は、次節で検討するように知識の定着と応用力の開発に向けた対策—「習熟」—であった。

5. 2 「教授上ノ注意」の分析

前節では、教授内容の学年配当を見ることを通して、「英語科要目」における英語教授が‘speech primacy’を方法原理として構造化されている点、文法教授の比重が後退している点、教授の程度と進度が限定されている点を指摘した。本節では、「英語科要目」の「教授上ノ注意」の検討を通じて、その教授理論の特質をさらに分析する。

「教授上ノ注意」は、各分科の教授に関する全十項目の「注意」からなり(付録1参照)、その内容は、全般的な注意事項(項目一と二)と個々の分科に関する教授上の注意(項目三～十)である。項目一は教授全般において「習熟」の徹底を指示し、項目二では特に「発音」と「習字」の「習熟」に触れている。個々に関しては、項目三は「発音」、項目四と五は「訳解」に関する注意であり、その方法として「解釈」と「実物、絵画」の二つに言及している。項目六は「読方」、項目七は「書取」、項目八は「会話」、項目九は「文法」、項目十は「辞書ノ用法」についてである。「作文」についての注意はない。この構成と前節の方法論の考察を合わせると、「発音」→「訳解」→「読方」→「書取」→「会話」→「作文」+「文法」といった教授の順序性が想定されていることを窺うことができる。

5. 2 (1) 「習熟」

第一に注目すべき点は、教授全般における「習熟」の徹底した強調である。このことは項目一と二の他、項目三「発音」、項目六「読方」においてもみられるし、項目七「書取」の「生徒ノ容易ニ了解シ得ヘキ文章ニ就キテ之ヲ授ケ」る、さらには、項目九「文法」の「生徒ヲシテ煩雑ナル規則ノ記憶ニ陥ラシムルコトナク」というように、ほ

ぼすべての分科の教授で一貫して強調されている。

「習熟」の徹底は、「六ヶ敷難文」教授を批判した沢柳と、「詰込的教育」批判の菊池の両者が求めた趣旨であったといえるであろう。

5. 2 (2) 「事物教授」による英文理解

二つ目は、「実物」や「絵画」を使用した「訳解」の方法、いわゆる、「事物教授」の導入である。それは、「英語ノ意義ヲ了解セシムルニハ…実物、絵画等ニ依リ之ヲ直指スヘシ」(項目四)とする方法であり、邦語の代わりに「実物、絵画等」を用いて、これらが生起させる感覚を起点として、英語の概念に高める方法である。「事物教授」は、「稍々進ミタル生徒ニ対シテハ英語ヲ用ヒテ説明スルコトアルヘシ」(項目四)とされ、邦語を媒介せずに音声を直に概念につなげるための階梯でもあった。前節において、‘speech primacy’による統一的教授の志向を指摘したが、「事物教授」はその具体的な方法として位置づけられたとみることができよう。

5. 2 (3) 「正シキ国語」による「風物」教授

他方では、邦語を媒介して内容理解を試みる伝統的「解釈」が、「訳解」の一方法として温存されている。その際には、「解釈ハ正シキ国語ヲ以テシ成ルヘク精密ニ原文ノ意義ニ適応セシムヘシ」(項目五)とされ、原文の意味を正確に捉える「正シキ国語」の使用が求められている。

さらに、「解釈ヲ授クル際東西ノ人情、風俗、制度等ノ異同ヲ知ラシム」(項目五)として、邦語による「解釈」との関連において、いわゆる、「風物」(Realien)の教授を行うことが指示されている。上で取り上げた「事物教授」とともに、「風物」教授が我が国の英語教授に関する文部法規の中に導入されたのは、このときが初めてであった。

6. 西洋近代語教授理論の摂取

以上、明治31年の「英語科細目」から明治35年の「英語科要目」までの四年間で我が国の中学

校英語国家基準は大きな展開を見せた。“speech primacy”による統一的教授への再編という志向はすでに「英語科細目」において自覚されていたが、「英語科要目」では「事物教授」と「風物」という要素が新たに導入された。この二つは19世紀後半から約二十年間で拡大した西洋近代語教授法改革運動のうち、欧州、中でもドイツの実科中等学校において実践された改革教授法の諸要素であった。以下、これらの系譜を概説しておこう。

6. 1 「事物教授」

「事物教授」(object teaching)は、西洋近代語教授法改革運動の拠点であった19世紀のドイツにおいて発展した実科中等学校の低学年で主に実践されていた⁽³⁴⁾。「事物教授」は、汎知主義者コメニウスにおける人類平和の実現のための方法原理として成立し、認識主体の形成を教育価値として自覚したペスタロッチー主義教授学、いわゆる、「合自然の教育学」の方法原理として継承されている。「事物教授」は、言語主義を排して実物や絵画等の事物を通じ、「直観」を認識の出発点として概念の形成を目指すことによって、学習者の知識の主体化を促進し、認識主体としての学習者を形成するための方法原理という意義を内包していた。したがって、「合自然の教育学」の系譜においては、「音声」が「文字」に先行する第一義的実体とみなされる。「ナチュラル・メソッド」における‘speech primacy’とは、認識主体の形成、自立した個人の教育という近代的市民倫理の価値の実現をめざす方法原理である。

19世紀の実学的物質的世界の到来によって、「合自然の教育学」に内包されていた主体形成による人間解放という教育思想は、各地への拡散過程において様々な変容と退化を見る。このうち、ドイツにおけるペスタロッチー主義はナポレオン戦争敗戦後のドイツ民族の再生を標榜する民族共同体倫理のための教授学として、フィヒテやヘルバルト、特にその後継者ツィラーとラインによっ

て修正されるという展開をたどった。近代市民倫理からドイツ国民教育の教授学への変容である。

6. 2 「風物」

一方、外国語教授における他文化の人情、風俗、制度等、すなわち、「風物」(Realien)の教授もまた、19世紀後半のドイツ近代語教授実践の中核的な内容となっていた。「事物教授」が主に初期教授で多用されていたのに対し、「風物」は高学年で徹底して教えられていた⁽³⁵⁾。

19世紀のドイツ近代語教授実践における文化教授という地平は、形式陶冶を重く見る伝統的人文主義と、当時勃興しつつあった近代実用主義との妥協点—‘the common ground’—の模索として成立した。前者は「過去の完成された文化」を、後者は「現在発展中の文化」を主張しあうが、結局は教授すべき「文化」の内容を問わないこととした。この結果、実科を持つ新しい中等学校では近隣国の現在の「風物」を扱うようになった⁽³⁶⁾。しかし、20世紀初頭ドイツにおける周辺諸国との新たな政治的経済的対外関係の展開、及び、国内におけるナショナリズムの台頭を背景にして、ドイツ民族意識の高揚という教育価値が「風物」教授に付与されていくのである⁽³⁷⁾。「英語科要目」は、こうした西洋近代語教授改革運動の達成、特にドイツ実践の諸要素を摂取した。

本章では、最後にその摂取ルートに言及しておきたい。五名の作成委員のうち、神田乃武は「英語科要目」が成立した明治35年2月の時点で、すでに文部省留学生としてドイツ、イギリス等の西洋実践を直に観ているが、別の作成委員岡倉由三郎は留学を公布直後の4月にひかえていた頃であり、ドイツ実践の直接体験をまだ有していなかった。しかし、このころの岡倉については「御留学以前から、彼の地(ドイツ—筆者注)に於けるその方面の潮流は大体ご承知であった」といわれており⁽³⁸⁾、ドイツ実践からの西洋理論摂取は、リベラルな教育主義を好んだ神田よりも、国家主義者

であり、国粹主義者であった岡倉の主張によるものと考えの方が妥当であろうと思われる⁽³⁹⁾。

7. 結論

「改正中学校令」下の中等教育は、実業学校、高等女学校、及び、中学校からなる複線型の中等教育制度に整備された。その結果、中学校は進学と就職という二重機能を担った内部複線型から、アカデミックな「高等普通教育」を画一的に施す純粋な単線型に再編された。

以上を受けた教育内容政策は、帝大出身菊池大麓文相のアカデミズム路線と普通学務局長沢柳政太郎の実用簡易路線という明確な対立軸において展開した。その結果、「数学」等の自然科学系科目においては幾何学者菊池の学問観が一貫して追求されたが、「国語及漢文」、「法制及経済」、そして、「外国語」といった人文社会系科目においては沢柳の学問観の浸透がみとめられた。したがって、本稿の主題である英語教授については、高学年への授業時間の集中を通して上級学校との接続が重視されたことが窺われたものの、全体的には実用簡易を志向する英語教授への変容が試みられたといえる。こうして公布された「英語科要目」は、以下のような英語教授実践を志向した(図1)。

順次性を形成しながら追求されていることを表している。具体的には、低学年では「訳解」から「作文」までを統一的に教授されることが追求され、他方、第四、五学年では「訳解」→「読方」→「書取」からなる「理解」の系と、「会話」→「作文」からなる「運用」の系とに専門分化することを示している。この細分化過程において、「文法」は低学年では他の分科とともに帰納的に扱われるが(右側の縦のボックス)、第三、四年では時間を分けて単独で教授可能とされた(下段のボックス)。そして、以上のような分科の統合的教授は、‘speech primacy’を方法原理とすることで追求された。「理解」の系では「訳解」と「読方」との間で、「運用」の系では「会話」と「作文」との間で、それぞれ、統合化が試みられていたのである。

こうして構想された我が国最初の中学校英語教授国家基準は、①‘speech primacy’による分科の統合的教授、②文法教授の相対的後退、③「平易ナル文章」と「普通ノ文章」への程度の自覚、④「習熟」の徹底、⑤「事物教授」と「解釈」の共存、及び、⑥「風物」教授の導入、以上の特質を有した。伝統的訳読志向からの大胆な脱皮であり、西洋近代語教授改革運動の達成を摂取し、音声から表現までの広範囲な英語力養成を射程におく近代的な国家基準であった。

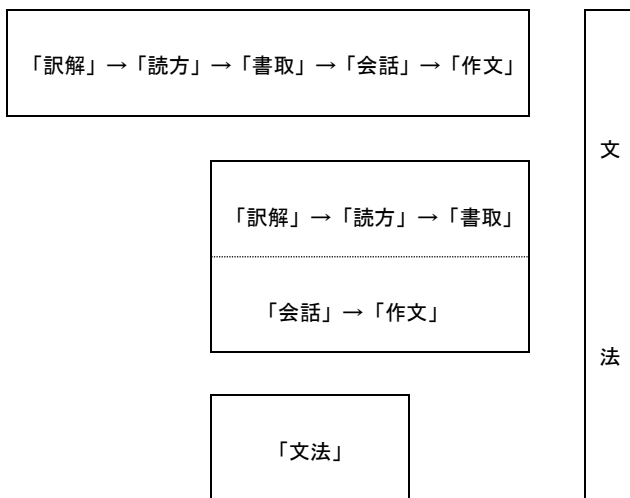


図1:「中学校教授要目」(英語科)の定型

図1は、「英語科要目」下の英語教授が統合性と

付録1:「英語科要目」における「教授上ノ注意」

- 一. 英語ヲ授クルニハ習熟ヲ主トスヘシ生徒ノ学カヲ顧ミスシテ徒ニ課程ヲ進ムルコトアルヘカラス
- 二. 第二学年以後ニ於テハ発音、習字ノ目ヲ挙ケスト雖モ読方、会話、作文及書取ニ附帯シテ便宜之ヲ練習セシムヘシ
- 三. 発音ハ特ニ英語教授ノ初期ニ於テ厳ニ之ヲ正シ又国語ニ存セサル発音ニ注意シテ之ニ習熟セシムヘシ
- 四. 英語ノ意義ヲ了解セシムルニハ之ヲ解釈シ又ハ実物、絵画等ニ依リ之ヲ直指スヘシ稍々進ミタル生徒ニ対シテハ英語ヲ用ヒテ説明スルコトアルヘシ
- 五. 解釈ハ正シキ国語ヲ以テシ成ルヘク精密ニ原文ノ意義ニ適応セシムヘシ 解釈ヲ授クル際東西ノ人情、風俗、制度等ノ異同ヲ知ラシムヘシ
- 六. 読方ハ既ニ意義ヲ了解セル文章ニ就キテ反復練習セシム又時々暗誦ヲ課シ発音、抑揚、緩急及止声ニ留意シ生徒ヲシテ誦読ニ依リテ文章ノ真意ヲ自ラ見ハルル様之ニ習熟セシムヘシ
- 七. 書取ハ読本中ノ文章又ハ生徒ノ容易ニ了解シ得ヘキ文章

ニ就キテ之ヲ授ケ生徒ノ耳ヲ慣ラシ且綴字、運筆ニ習熟セシムヘシ

- 八. 会話ハ読本中ノ文章又ハ事項ニ因ミテ之ヲ授ケ進ミテハ日常ノ事項ニ就キテ対話ヲナサシメ生徒ヲシテ文字ヲ離レテ英語ヲ了解シ又自己ノ思想ヲ表ハスコトヲ習ハシムヘシ
- 九. 文法ヲ授クルニハ生徒ヲシテ煩雑ナル規則ノ記憶ニ陥ラシムルコトナク応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ
- 十. 適当ノ機会ニ於テ辞書ノ用法ヲ授ケ漸次対訳ニアラサル辞書ノ使用ニ慣レシムヘシ

出典：教育史編纂会，1938，pp.210-211

引用文献一覧

- (1) 「中学校令」の改正過程に関しては、米田俊彦，「中等社会」育成をめぐる相剋—1899年(明治32)改正中学校令の制定過程とその意味—，日本の教育史学，(28)，73(1985)を参照されたい。
- (2) 教育史編纂会，明治以降教育制度発達史第四巻，154(1938)
- (3) 教育史編纂会，上掲書，155-160(1938)参照。
- (4) 教育史編纂会，同掲書，157(1938)参照。
- (5) 実際，中学校に対する多様で漠然とした地方中間層の期待はエリート人材を選別する中学校の特権的な性格によって裏切られ，農村部の中学校では多くの中途退学者を出す，または定員を満たせない状態が存在した。その結果，実業学校に改組される中学校も多かった。米田俊彦，明治後期地方中間層の中学校像とその変質—中学校設立運動を中心として—，東京大学教育学部紀要，(24)，231-232(1984)参照。
- (6) 教育時論，国民的勢力の中堅として中流社会の養成，(568)，3-5(1901)
- (7) 帝国教育会，全国中学校長相談会，教育公報，(242)，56-57(1900)参照。
- (8) 帝国教育会，上掲雑誌，57(1900)
- (9) 第五回高等教育会議の諮問案及び審議の経緯については，教育時論，第五回高等教育会議，(565)，31-34(1900)を参照した。
- (10) 教育史編纂会，同掲書，179(1938)
- (11) 米田俊彦，近代日本中学校制度の確立，東京大学出版会，90(1992)参照。
- (12) 教育史編纂会，同掲書，179(1938)
- (13) 教育史編纂会，同掲書，179(1938)
- (14) 教育史編纂会，同掲書，180(1938)
- (15) 教育史編纂会，同掲書，180(1938)
- (16) 米田俊彦，上掲書，95(1992)
- (17) 米田俊彦，同掲書，48(1992)
- (18) 教育史編纂会，同掲書，191-192(1938)
- (19) 教育史編纂会，同掲書，194(1938)
- (20) 教育史編纂会，同掲書，192(1938)
- (21) 語学教育研究所，英語教授法事典，開拓社，200(1962)
- (22) 帝国教育会，同掲雑誌，57(1900)
- (23) 帝国教育会，同掲雑誌，57(1900)
- (24) 帝国教育会，同掲雑誌，57(1900)

- (25) 菊池大麓，教育上の一弊，教育公報，(255)，14-18(1902)
- (26) 帝国教育会，菊池文相演説の大意，教育公報，(259)，44(1902)
- (27) 帝国教育会，上掲雑誌，44(1902)
- (28) 帝国教育会，同掲雑誌，44(1902)
- (29) 教育史編纂会，同掲書，194(1938)
- (30) 西原雅博，明治三十五年「中学校教授要目」(英語科)の制定過程—「尋常中学校英語科ノ要領」及び「尋常中学校英語科教授細目」の作成とその意味—，富山高等専門学校紀要，(3)，21-30(2016)
- (31) 文部省高等学務局，尋常中学校教科細目調査報告，6(1898)
- (32) 「英語科要目」には「文法」の教授内容が指示されている。第三学年では「名詞ノ変化」，「代名詞ノ種類及其ノ変化」，「動詞ノ種類及其変化」，「形容詞及副詞ノ変化」，「冠詞ノ種類」，「文章ノ解剖」，第四学年では「代名詞ノ用法」，「時及法ニ関スル動詞ノ用法」，「前置詞ノ用法」，「冠詞ノ用法」，「文章論」。教育史編纂会，同掲書，209(1938)参照。
- (33) 教授する英語の難易の登場に対応して，使用する読本の類，及び，各学年で扱う程度が指示されている。使用読本としては，「文部省会話読本」，「なしよなる読本」，「ろんぐまんす読本」，「すういんとん読本」が挙げられており，各学年で扱う程度は，例えば一年生では「第一巻又ハ第二巻ノ初ノ程度」とされている。教育史編纂会，同掲書，208-210(1938)参照。
- (34) Brebner M., The Method of Teaching Modern Languages in Germany, Cambridge University Press, 3(1904)
- (35) Brebner M., 上掲書，3(1904)
- (36) Hüllen W., "Foreign language teaching: a modern building on historical foundations", International Journal of Applied Linguistics, 16(1), 2-15(2006)
- (37) Sokol A.E., "Trends in foreign language teaching in national-socialistic Germany", Monatshefte für deutschen Unterricht, 26(2), 38-42(1934)
- (38) 村岡博，岡倉由三郎先生略伝，岡倉先生記念論文集，402(1928)参照。また，神田乃武と岡倉由三郎の留学中の視察内容については，神田乃武，"A Trip around the World", Memorials of Naibu Kanda, 神田記念事業委員会，刀江書院，(1927)，及び，西原雅博，明治期近代語教授法に関する西洋理論の摂取—文部省留学生派遣を通じた摂取—，(未刊行)を参照されたい。
- (39) 神田と岡倉の英語教授思想については，西原雅博，明治期英語教授指導者の教育思想—岡倉由三郎と神田乃武—，富山高等専門学校紀要，(2)，1-10(2015)を参照されたい。